

佐久市・北佐久郡環境施設組合
クリーンセンター（ごみ焼却施設）
建設・運営事業 入札説明書

平成 28 年 3 月 14 日
平成 28 年 4 月 11 日修正

佐久市・北佐久郡環境施設組合

目 次

用語の定義	1
第1章 募集概要	4
第2章 事業概要等	4
1 事業名称	4
2 対象となる公共施設等の種類	4
3 公共施設等の管理者	4
4 事業目的	4
5 事業内容	4
6 民間事業者が実施する業務の範囲	6
7 民間事業者の収入	6
8 業務終了時の引継業務	7
9 組合が実施する業務の範囲	7
10 関係法令等の遵守	8
第3章 民間事業者の選定手続き等	9
1 民間事業者の募集及び選定等スケジュール	9
2 選定審査委員会の設置	9
3 民間事業者の選定に係る流れ	10
第4章 入札に関する条件	11
1 入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
2 募集要項の質問、参考資料等	14
3 参加表明書の提出	15
4 資格審査（参加資格審査）	15
5 提案書の提出	18
6 民間事業者の選定	19
7 入札保証金及び契約保証金	21
8 特別目的会社の設立	22
9 その他の留意事項	22
第5章 本事業に関する提示条件	24
1 売電収入の帰属先	24
2 保険	24
3 想定されるリスクの分担	24
4 業務の委託等	24
第6章 事業実施に関する事項	25
1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	25
2 事業の継続が困難となった場合における措置	25
添付資料－1 事業スキーム図	26
添付資料－2 対価の支払い方法について	27
添付資料－3 モニタリング及び支払いの減額について	33

用語の定義

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。なお、本入札説明書以外の募集要項において別段定めのある用語は当該募集要項の定義が適用される。

本事業	: 佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業をいう。
組合	: 佐久市・北佐久郡環境施設組合をいう。
組合組織市町	: 佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町の1市3町をいう。
処理対象物	: 組合組織市町、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村及び北相木村で発生し、本施設に搬入する可燃性の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等をいう。
本施設	: ごみ焼却施設、事務所棟、その他本事業において建設・運営される一切の施設・設備の総称をいう。
高効率ごみ発電施設	: 「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」（環境省平成22年3月改訂）において定義される高効率ごみ発電施設をいう。
事業用地	: 運営事業者が本事業において運営を行う場所をいう。
工事用地	: 建設請負事業者が本事業において本施設の建設を行う場所をいう。
DBO方式	: 公共が資金調達し、Design（設計）、Build（施工）、Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
民間事業者	: 組合と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
特別目的会社	: 本事業の運営業務を実施するために民間事業者が会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として組合組織市町内に設立する会社をいう。
建設請負事業者	: 民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する設計及び建設企業からなる共同企業体をいう。
建設共同企業体	: 設計及び建設企業からなる共同企業体（Joint Venture）をいう。
設計企業	: 本施設の設計業務を担当する企業をいう。
建設企業	: 本施設の施工業務を担当する企業をいう。
運営事業者	: 本施設の運営業務を行う特別目的会社をいう。
運営企業	: 運営事業者から運営業務を受託して本施設の運営業務を行う企業をいう。
基本協定	: 入札参加者が落札者として決定されたことを確認し、特定事業契約の締結に向けて、組合及び当該入札参加者の双方の協力について定める組合と落札者との間で締結する協定をいう。
基本契約	: 民間事業者に設計・施工及び運営業務を一括で委託し、又は請け負わせる際に、本事業に係る基本的な事項を定めるために組合と民間事業者が締結する契約をいう。

建設請負契約	: 基本契約に基づき組合及び建設請負事業者が本施設の設計及び建設工事等の請負を目的として締結する、本事業に関する建設請負契約をいう。
運営委託契約	: 基本契約に基づき組合及び運営事業者が本施設の運営業務の委託に関して締結する、本事業に関する運営委託契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設請負契約及び運営委託契約をいう。
参加表明者	: 本事業の入札に参加するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する企業グループをいう。
入札参加者	: 参加表明者のうち、参加資格審査を通過した者をいう。
代表企業	: 企業グループで参加する場合において、構成員から選出され、応募手続等を行う企業をいう。
構成員	: 本事業の入札に複数の企業で参加する場合において、入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を、組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。
協力企業	: 本事業の入札に複数の企業で参加する場合において、構成員以外の者で、事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を、組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定している企業をいう。
選定審査委員会	: 本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が設置する学識経験者等で構成される新クリーンセンター建設・運営事業者選定審査委員会をいう。
募集要項	: 本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、事業者選定基準書、要求水準書、契約書案、及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する民間事業者選定基準、要求水準及び契約条件等の基本条件を示す資料をいう。
入札説明書	: 本事業の入札に係る入札説明書をいう。
提案書	: 入札参加者が提出する入札書及び本事業に関する提案内容を記載した応募提案書類をいう。
プラント	: 本施設のうち、処理対象物を焼却するために必要なすべての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
建築物	: 本施設のうち、プラントを除く施設・設備をいう。
焼却主灰	: 焼却炉の炉底から排出される焼却残留物をいう。
飛灰	: 集じん装置、ボイラ及びその他排ガス処理系統で捕集された灰(集じん灰等)をいう。
飛灰処理物	: 有害物に係る溶出基準及び含有基準を満たすよう適正処理した飛灰をいう。
処理不適物	: 焼却炉で処理できない又は処理が不適切な不燃物、資源物、爆発性危険物等をいい、要求水準書添付資料 資料 9-1 に示される処理不適物をいう。

灰引取業者 : 組合が指定し、焼却主灰、飛灰処理物を引取る事業者をいう。

第1章 募集概要

組合は、平成 27 年 5 月 11 日に「民間資金等活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に準じて本事業を特定事業として選定し、DBO 方式により実施することとした。

本入札説明書は、組合が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札を希望する者に交付し、入札希望者は、本入札説明書の内容を踏まえ、必要な提案書を提出することとする。

第2章 事業概要等

1 事業名称

佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

佐久市・北佐久郡環境施設組合 組合長 柳田清二

4 事業目的

本事業は、本施設の設計・施工及び運營業務を一括で民間に委託し、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力の活用により、費用対効果の高い施設建設及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることによって、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

5 事業内容

本事業は、DBO 方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、民間事業者が設立する建設共同企業体が行うものとする。本事業の運營業務は、特別目的会社が 19 年 6 箇月間にわたり行うものとする。

なお、民間事業者は、30 年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

1) 施設の立地条件

(1) 事業用地及び工事用地

事業用地：佐久市上平尾字上舟ヶ沢、棚畑及び木戸ヶ入地籍内

工事用地：佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑地籍内（敷地範囲）

(2) 用地面積

事業用地：約 2.7ha

工事用地：約 1.9ha

(3) 土地利用規制

都市計画区域	: 区域区分に定められていない都市計画区域内 (非線引き区域)
用途地域	: 指定なし
防火地域	: 指定なし
高度地区	: 指定なし
建ぺい率	: 60%以下
容積率	: 100%以下
都市施設	: ごみ焼却場 (都市計画決定 平成 27 年 7 月 8 日告示)

2) 施設概要

本施設は処理対象物を受入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る高効率発電設備を備えたごみ焼却施設である。

3) 年間計画処理量

29,355t/年

4) 施設規模等

110t/日 (55 t / 日 × 2 炉)

5) 処理方式

ストーカ式焼却炉 (全連続燃焼式)

6) 供用開始

平成 31 年 10 月 予定

7) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

建設期間：契約締結日 (平成 28 年 10 月 予定) から平成 31 年 9 月 30 日まで。

ただし、平成 31 年 9 月 1 日からはごみの全量受入れを行うこと。

運営期間：平成 31 年 10 月 1 日から平成 51 年 3 月 31 日までの 19 年 6 箇月間。

8) 契約の形態

契約の形態は、次のとおりとする。

なお、基本契約、建設請負契約、運営委託契約及び 3 つの契約をまとめた特定事業契約の締結主体を添付資料—1「事業スキーム図」に示す。

- (1) 組合は、民間事業者に設計・施工及び運營業務を一括で委託し、又は請け負わせるために、本事業に関する基本契約を民間事業者と締結する。
- (2) 組合は、基本契約に基づいて建設請負事業者と本事業に関する建設請負契約を締結する

- (3) 組合は、基本契約に基づいて特別目的会社と本事業に関する運営委託契約を締結する。

6 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとする。

なお、民間事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等実施、又は組合が実施する業務に対して協力する。

1) 設計・施工業務

- (1) 建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業に必要な事前調査、許認可の取得等を行う。
- (2) 施工については、プラント設備工事、建築及び建築設備工事、土木及び外構工事、その他本事業の実施に必要な工事を行う。
- (3) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理及びその他の関連業務、手続関連業務並びに本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととする。

2) 特別目的会社の設立

民間事業者は、試運転業務開始の60日前までに、本施設の運営業務を行う特別目的会社を設立し、運営業務を行うために必要な許認可の取得を行うものとする。

3) 運営業務

- (1) 運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき本施設の運営業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー利用を行う。その際、本施設の受付業務、運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、余熱利用業務及び関連業務等を行う。
- (2) 運営事業者は、焼却主灰及び飛灰処理物等の発生量を抑制する。灰引取業者の引取条件を満足する一般廃棄物等については、組合が指定する灰引取業者に引き渡す。本施設から発生する焼却残さについて、安定的な処分（資源化を含む）を確保するため、組合は、民間事業者が提案する灰引取業者、若しくは組合独自で調達する処分先、又はその双方に処分（資源化を含む）を委託する。なお、民間事業者は応募段階で焼却主灰及び飛灰処理物量を提案し、組合指定のごみ質範囲内にも関わらず、それを上回った場合は、組合に処分費を支払うことにより組合が処分する。
- (3) 運営事業者は、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行う。発電電力から本施設の所内での利用電力を除いた余剰電力は売電し、その売電収入は、組合及び民間事業者とで等分（50：50）に配分する。

7 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

1) 本施設の設計・施工に係る業務に対する支払い

組合は、本施設の設計・施工に係る業務に対し、施設整備費を建設請負事業者に支払う。支払いは、建設請負契約の規定により支払うものとする。

詳細は、添付資料-2「対価の支払い方法について」に示す。

2) 本施設の運営に係る業務に対する支払い

組合は、本施設の運営に係る業務に対し、運営費を運営事業者支払う。支払いは、運営委託契約の規定により支払うものとする。なお、運営費は、年に1回物価変動に基づき改定することができるものとする。

詳細は、添付資料-2「対価の支払い方法について」に示す。

8 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定であり、建設請負事業者及び運営事業者は30年間以上の本施設の利用が可能よう設計・施工並びに運営を行わなければならない。

組合は、事業期間終了前に、終了後の本施設の運営方法について検討し、建設請負事業者及び運営事業者は、組合の検討に際して次の事項に関して協力又は実施するものとする。

- 1) 所有する図面・資料の開示
- 2) 本事業終了後、本施設の運営を行う者（候補者を含む）による本施設及び運転状況の視察
- 3) 運営業務全般に係る指導
- 4) 運営期間中の財務諸表及び次の項目に関する費用明細等の提出
 - ・ 人件費
 - ・ 運転経費
 - ・ 維持管理費
 - ・ 調達費
 - ・ その他
- 5) 本施設の機能検査

9 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は次のとおりとする。

1) 用地の準備

本事業を実施するための用地は組合において確保し、都市計画決定等の必要諸手続を行う。また、組合は平成29年9月末までに用地の粗造成工事（法面、擁壁、進入道路（平成31年5月末までに表層、上層路盤を整備）、排水管渠設置等）を実施する。なお、造成工事の完了時期が延期する場合は、本事業の施設建設期間で調整し、十分な工期が確保されない場合は施設建設期間を延長する等、協議する。

2) 処理対象物の搬入

処理対象区域内市町村は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、本施設へ処理対象物の搬入を行う。

3) 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事監督を行う。また、運営業務において本事業の実施状況の監視を行う。

運営委託契約、要求水準書で定められたサービス水準及び民間事業者の提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、運営費の減額等を行うことがある。組合が行うモニタリング及び運営費の減額等の詳細は、添付資料－3「モニタリング及び支払いの減額について」に定める。

4) 施設見学者への対応

組合は、本施設の見学者に対し見学の受付、本施設の案内、説明を行う。

5) 施設整備費及び運営費の支払い

組合は、建設請負契約の規定により施設整備費を建設請負事業者へ、運営委託契約の規定により運営費を運営期間にわたって運営事業者に支払う。

6) その他

組合は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応を行う。

10 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守する。

第3章 民間事業者の選定手続き等

1 民間事業者の募集及び選定等スケジュール

民間事業者の選定は、本事業への参加を表明する事業者を広く公募し、公平性及び透明性を確保するため、総合評価一般競争入札により実施する。

民間事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール	内容
平成 28 年 3 月 14 日(月)	入札公告及び募集要項公表・配布
平成 28 年 3 月 25 日(金)	募集要項に関する質問の受付締切
平成 28 年 4 月 11 日(月)	募集要項に関する質問への回答公表
平成 28 年 4 月 28 日(木)	参加表明書、参加資格審査申請書類等の受付締切
平成 28 年 5 月 13 日(金)	参加資格審査結果の通知
平成 28 年 5 月 23 日(月)	概要ヒアリング
平成 28 年 6 月 27 日(月)	提案書の受付締切
平成 28 年 8 月 9 日(火)	提案書の審査
平成 28 年 8 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 28 年 9 月上旬	基本協定の締結
平成 28 年 9 月下旬	仮契約の締結
平成 28 年 10 月	建設請負契約の議決
平成 28 年 10 月	建設請負契約の締結

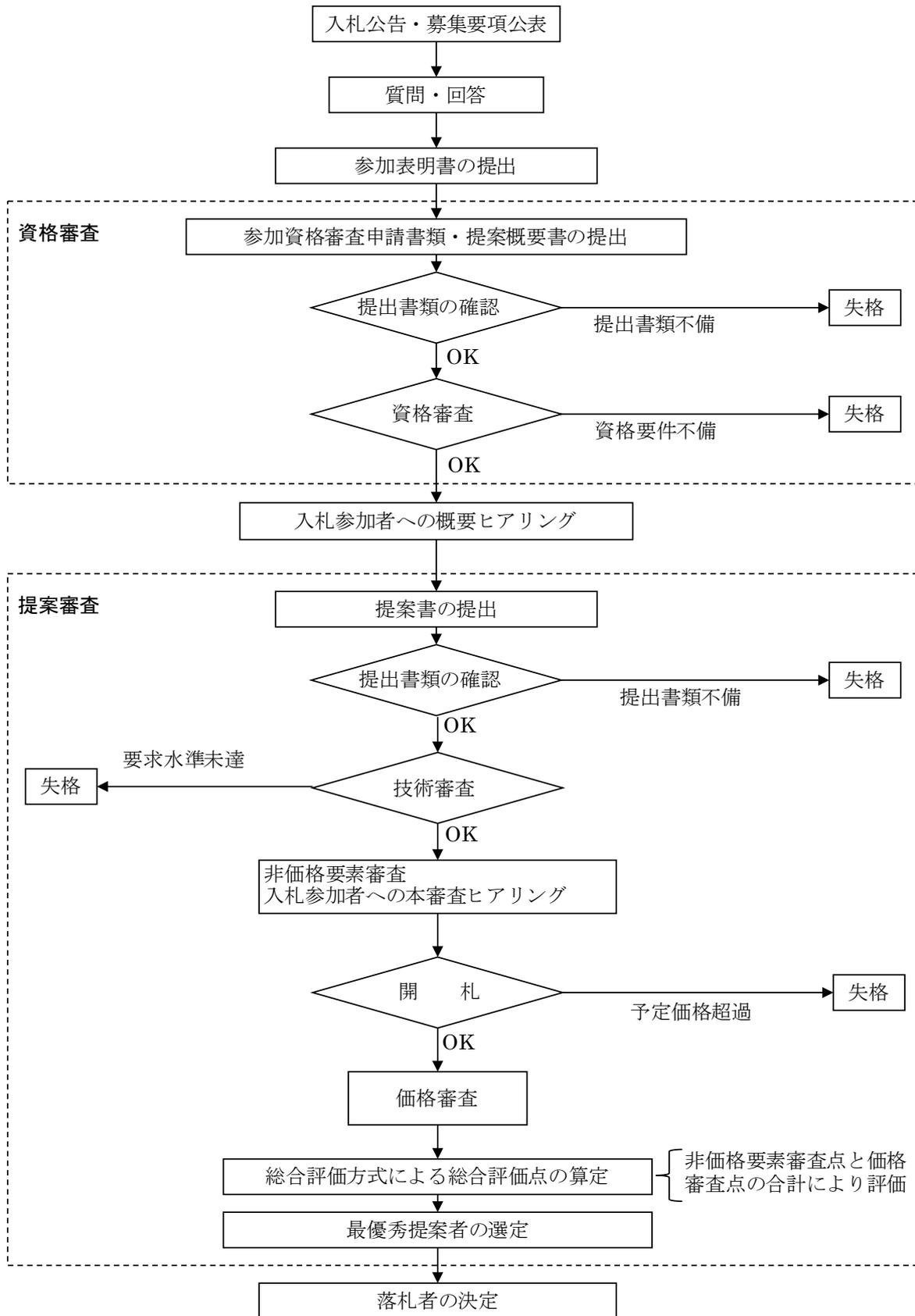
2 選定審査委員会の設置

組合は、民間事業者の選定に係る審査に当たり、選定審査委員会を設置する。

選定委員会は、学識経験者、組合組織市町職員及び組合職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を組合に報告する。

3 民間事業者の選定に係る流れ

民間事業者の選定に係る流れを以下のフロー図に示す。



第4章 入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。組合は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために資格審査（参加資格審査）を実施する。

1.1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者のうち、代表企業は特別目的会社への出資割合は出資者中で最大、かつプラントの設計・施工業務を主に行う者とする。また、代表企業を含む構成員の議決権を有する株式の保有割合が、事業期間中を通じて50%を超えるものとする。
- 2) 入札参加者は、設計・施工又は運營業務のうち、主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。
- 3) 代表企業、構成員及び協力企業は、組合又は民間事業者から業務を請負又は受託するものであること。
- 4) 代表企業、構成員及び協力企業は、複数の業務を行うことができるものとするとともに、入札参加者は、代表企業、構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。
- 5) 代表企業、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1社は組合組織市町内に本店がある企業が含まれるものとする。
- 6) 代表企業、構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加できないものとする。ただし、特定事業契約の締結後に、選定されなかった入札参加者のうち、企業グループの代表企業を除く構成員又は協力企業が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- 7) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業になることはできない。

1.2 入札参加者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

代表企業、構成員及び協力企業は、参加資格審査申請書類受付締切日において、以下の資格要件を満たさなければならない。なお、参加資格審査申請書類提出後においても、代表企業、構成員又は協力企業が以下の資格要件を満たさなくなった場合、組合は当該入札参加者の参加資格を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 組合が準用する佐久市の「建設工事等入札参加資格者名簿」又は「建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿」あるいは「物品購入等入札（見積）参加登

録者名簿」のいずれかに登載されている者であること。

また、名簿に登載がない者が入札参加者に含まれる場合は当該企業が様式第 4 号③追加申請書類を組合に提出し、審査の結果、佐久市の名簿に登載されている者と同様の資格を有する場合は本事業における入札等に限り参加することができる。この場合、参加資格審査申請書類受付締切日までに審査を受け、当該入札参加資格審査結果通知書を様式第 4 号②に添付し、提出するものとする。

- (3) 組合が準用する佐久市の入札参加等停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社法に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）若しくは旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づき破産の申立て又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 最近 1 年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、法人事業税、市町村税を滞納していないこと。
- (11) 本事業に関する組合の事業者選定支援業務に関与している国際航業株式会社及び東京丸の内法律事務所又はこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

2) 設計・施工に関する資格要件

本施設の設計・施工を担当する建設共同企業体であるところの建設請負事業者は、代表企業、構成員又は協力企業のうち以下の(1)～(4)の各項の要件を満たす企業が含まれること。また、建築物の設計、建築物の施工、プラントの設計・施工の工種ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有すること。なお、(1)～(4)のうち複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

(1) 建築物の設計を行う企業

- ① 組合が準用する佐久市の建設工事又は建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(2) 建築物の施工を行う企業

- ① 組合が準用する佐久市の建設工事入札参加資格者名簿において建築一式工事

の登録があること。

- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建築物の施工を主に行う企業は、建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(3) 建築物の施工を行う地元企業

- ① 組合が準用する佐久市の建設工事入札参加資格者名簿において建築一式工事の登録があり、佐久市資格総合点数が 898 点以上であること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 組合組織市町内に本社又は本店があること。

(4) プラントの設計・施工を行う企業

- ① 組合が準用する佐久市の建設工事入札参加資格者名簿において清掃施設工事の登録があること。
- ② 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ プラントの設計・施工を行う企業は、建設業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- ④ プラントの設計・施工を行う企業は、以下の要件を満たす地方公共団体の所有する一般廃棄物処理施設の納入実績がそれぞれあること。
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 55t/日以上かつ 2 炉構成以上の発電付ストーカ式焼却施設
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 55t/日以上かつ 2 炉構成以上の高効率ごみ発電施設

3) 本施設の運営を行う企業

代表企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の運営業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこと。また、本施設の運営業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

- (1) 本施設の運営業務を担当する企業のうち、整備又は補修等の工事の請負者は、組合が準用する佐久市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方公共団体が所有し、稼働実績を有する 1 炉当たり 55t/日以上かつ 2 炉構成以上の発電付ストーカ式焼却施設の 3 年以上の運転実績（単年度運転委託を含む。）を有していること。
- (3) 前項の施設での 3 年以上の運転実績を有し、かつ 1 年以上（運転実績期間との重複を認める。）現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。

4) 参加資格の喪失

代表企業、構成員又は協力企業が、参加資格審査申請書類受付締切日から落札者の決定までの間に、上記参加資格要件を欠くこととなった場合は、組合は当該入札参加者の入札参加資格を取り消すことができる。

5) 構成員等の変更

代表企業、構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は協議を行い、構成員等を変更してもなお上記参加資格要件を満たすことを組合が確認し、組合が当該変更を妥当と認めたときは、代表企業を除く構成員及び協力企業の変更を認めるものとする。

2 募集要項の質問、参考資料等

2.1 募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

2.2 参考資料の貸与

地質調査報告書、現況図面（CAD データを含む）等を希望者に貸与するものとする。貸与及び返却場所は組合事務局とし、貸与期間は平成 28 年 3 月 14 日（月）から平成 28 年 6 月 27 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）、貸与当日又は 24 時間以内に返却とする。なお、貸与を希望する者は、電話（電話番号：0267-62-2916）で事前に貸与日を予約することとし、同一日を希望する者が複数となった場合は先着順とする。

なお、環境影響評価書は長野県のホームページから閲覧可能である。

2.3 現地確認

平成 28 年 3 月 18 日（金）及び平成 28 年 3 月 22 日（火）9 時から 12 時並びに 13 時から 16 時までの間で現地確認できるものとする。現地確認希望者は、様式第 1 号現地確認申込書（使用するソフトは Microsoft 社製 Word(Windows 版)2010）に必要事項を記載の上、電子メールに添付し、以下の要領で提出すること。確認日は電子メールで申込者に連絡する。同一日を希望する者が複数となった場合は先着順とする。

1) 受付期間：平成 28 年 3 月 14 日（月）から平成 28 年 3 月 17 日（木）正午まで

2) 提出先：佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局

※ 現地確認希望者はメール送信後直ちに受信の電話確認を行うこと。

3) メール件名：現地確認申込み

4) E-mail：info@sakukitasaku.or.jp

※ 電話及びファクシミリ並びに口頭による申し込みは受け付けない。

2.4 募集要項に関する質問回答

募集要項に関する質問がある場合は、様式第 2 号募集要項に関する質問書等（使用するソフトは Microsoft 社製 Word 及び Excel(Windows 版)2010）に記載の上、電子メールに添付し（郵送の場合は CD を同封）、以下の要領で提出すること。電話等による問い

合わせには応じない。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するもので、組合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問について回答するとは限らない。

- 1) 受付締切日：平成 28 年 3 月 25 日（金）17 時 15 分まで
- 2) 住 所：〒385-0051
長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所内
- 3) 提 出 先：佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局
- 4) メール件名：募集要項に関する質問書
- 5) E - m a i l：info@sakukitasaku.or.jp
- 6) 回答の公表：平成 28 年 4 月 11 日（月）17 時 15 分までに組合のホームページにおいて公表する。

3 参加表明書の提出

本事業の入札に参加を希望する者は、様式第 3 号参加表明書等（使用するソフトは Microsoft 社製 Word(Windows 版)2010）を以下の要領で持参により提出すること。

- 1) 受付締切日：平成 28 年 4 月 28 日（木）17 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- 2) 住 所：〒385-0051
長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所内
- 3) 受 付 時 間：8 時 30 分～17 時 15 分まで
- 4) 受 付 場 所：佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局
- 5) 提 出 書 類：様式第 3 号①参加表明書
：様式第 3 号②入札参加者構成一覧表
：様式第 3 号③委任状

4 資格審査（参加資格審査）

参加表明者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

4.1 参加資格審査申請書類の提出

参加表明者は、第 4 章 1.2 に掲げる参加資格を有することを証明するための参加資格審査申請書類及び提案概要書を提出しなければならない。

4.2 参加表明者が提出する参加資格審査申請書類

提出書類は次のとおりとする。別添資料「様式集」に沿って作成し、A4 縦長左綴じ片面印刷とし、様式第 4 号①入札参加資格審査申請書が表紙となるよう袋とじで綴り、正本 1 部、副本 3 部を提案概要書とともに提出する。

様式番号	書類名	備考
第4号①	入札参加資格審査申請書	
第4号②	入札参加資格要件を証明する書類の写し等	各資格要件を証明する書類を添付
第5号①	入札参加者構成一覧表（代表企業・構成員連絡先）	
	企業ごとに会社概要及び入札公告日以降に交付された次の納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税、市町村税（本店所在地の納税証明書のみ提出）、法人事業税（本店所在地の納税証明書のみ提出） 賃借対照表及び損益計算書（直近3期分）	様式第5号①に添付
第5号②	入札参加者構成一覧表（協力企業連絡先）	
	企業ごとに会社概要及び入札公告日以降に交付された次の納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税、市町村税（本店所在地の納税証明書のみ提出）、法人事業税（本店所在地の納税証明書のみ提出）、賃借対照表及び損益計算書（直近3期分）	様式第5号②に添付 参加資格審査申請書類の提出と同時に提出できない場合は、提案書の提出期限までに提出すること
第5号③	入札参加者構成一覧表（業務実施体制）	
	本施設に係る設計・施工を行う建設共同企業体の協定書の写し	第5号③に添付 参加資格審査申請書類の提出と同時に提出できない場合は、提案書の提出期限までに提出すること
第6号	本施設に係る設計・施工を行う企業の実績	第4章1.22)(4)④に示す実績（複数件の記入可）
	建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する証書の写し	第4章1.22)(1)②に示す資格 様式第6号に添付
	建設業法の建築一式工事に係る特定建設業許可を受けていることを証明する証書の写し	第4章1.22)(2)②及び1.22)(3)②に示す資格 様式第6号に添付
	納入実績を有していることを証明する書類 （契約書及び仕様書の写しなど、1炉90日以上連続稼働の実績については施設職員等（施設所長等）の押印のある証明書を提出すること）	第4章1.22)(4)④に示す実績（複数件の記入可） 様式第6号に添付
第7号	本施設に係る設計・施工を行う企業が工種ごとに配置を予定する監理・管理技術者一覧表	
第8号	本施設に係る運営を行う企業の実績	第4章1.23)(2)に示す実績
	運転実績を有していることを証明する書類 （契約書及び仕様書の写しなど）	第4章1.23)(2)に示す実績 様式第8号に添付
第9号	本施設に係る運営を行う企業が配置を予定する専門の技術者一覧表	第4章1.23)(3)に示す資格

4.3 参加表明者が提出する提案概要書

参加表明者が提出する本事業についての提案概要書は次のとおりとする。様式については自由とし、A4 サイズに折り込んだ上で、A4 縦長綴じ片面印刷で任意に作成し、正本 1 部、副本 20 部、CD-R/RW 2 セットを様式第 10 号提案概要書（使用するソフトは Microsoft 社製 Word(Windows 版)2010）及び参加資格審査申請書類とともに提出する。

なお、提案概要書正本の表紙には、代表企業名を記載し、提案概要書副本には代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

- 1) 施設規模、公害防止基準、エネルギー等回収及び有効利用に関する考え方(A4 3 枚以内)
- 2) 全体配置図(車両動線計画を含む、A3 1 枚)
- 3) 各階平面図(工場棟、事務所棟それぞれ 1 フロアーごとに A3 1 枚)
- 4) 断面図(工場棟、事務所棟それぞれ主要断面 3 面、1 断面ごとに A3 1 枚)
- 5) 立面図(工場棟、事務所棟それぞれ 4 面、1 面ごとに A3 1 枚)
- 6) ごみ処理フロー図 (A3 1 枚)
- 7) 物質収支(A3 1 枚)
- 8) 熱収支(A3 1 枚)
- 9) 主要設備の概要説明書(A3 3 枚以内)
- 10) プラントの設計・施工業務に関する工程表(運営事業者の設立時期を明示、A3 1 枚)
- 11) 本施設の運転及び維持管理に関する工程表(A3 1 枚)
- 12) CD-R/RW には提案概要書と同じ内容を格納すること。格納する電子ファイルは Microsoft 社製の Word 及び Excel(Windows 版)2010 とし、図面等については PDF 形式とする。

4.4 参加資格審査申請書類及び提案概要書の提出方法

参加資格審査申請書類及び提案概要書は以下の要領で持参により提出すること。

- 1) 受付締切日：平成 28 年 4 月 28 日（木）17 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- 2) 住 所：〒385-0051
長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所内
- 3) 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分まで
- 4) 受付場所：佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局

4.5 資格確認方法及び資格審査結果

参加表明者の資格確認は、提出された参加資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

資格審査結果は、平成 28 年 5 月 13 日（金）以降に書面（「入札参加資格審査結果通知書」）により各参加表明者へ通知する。

4.6 概要ヒアリング

提案概要書内容について、入札参加者に対し、選定審査委員会によるヒアリングを実施する。ヒアリングは、平成 28 年 5 月 23 日（月）に行う予定であり、詳細は各入札参加者に事務局より通知する。

5 提案書の提出

入札参加者は提案書を提出する。

5.1 提案書の構成

提案書の構成は次のとおりとする。提案書は、別添資料「様式集」に沿って作成するものとし、1) 入札書は封筒に封緘するものとする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

- 1) 様式第 11 号①入札書
- 2) 様式第 12 号技術提案書
- 3) 様式第 13 号非価格要素提案書
- 4) 様式第 14 号事業計画書
- 5) 様式第 15 号業務分担届出書

5.2 提案書の提出方法

提案書は、正本 1 部、副本 20 部、CD-R/RW 2 セットを以下の要領で持参により提出すること。

- 1) 受付締切日：平成 28 年 6 月 27 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- 2) 住 所：〒385-0051 長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所内
- 3) 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分まで
- 4) 受付場所：佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局
- 5) CD-R/RW には、提案書と同じ内容を格納すること。格納する電子ファイルは Microsoft 社製の Word 及び Excel (Windows 版) 2010（計算の数式及びリンクが残った状態で提出すること）とし、図面等については PDF 形式とする。

5.3 入札の辞退

入札参加者は、提案書の受付締切日まで随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、平成 28 年 6 月 27 日（月）17 時 15 分までに様式第 16 号入札辞退届を事務局に持参すること。

5.4 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

なお、次の 4) 又は 5) に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は組合が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- 1) 入札に参加するために必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- 2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- 3) 入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- 4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった入札
- 5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- 6) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

5.5 入札に当たっての留意事項

入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

5.6 提案書の修正等の禁止

提案書の提出後の修正、差し替え、再提出、又は撤回は認めない。ただし、この規定は審査の過程において、組合がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

6 民間事業者の選定

6.1 提案審査（最優秀提案者の選定方法）

組合は、事業者選定基準書に基づき次に掲げる手順を経て最優秀提案者を選定する。

1) 提案書の確認

入札参加者から提出された提案書について、確認を行う。

2) 技術審査

技術審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

3) 非価格要素審査

1) の技術審査を通過した入札参加者を対象に、非価格要素について事業者選定基準書に基づき審査し、非価格要素審査点を決定する。なお、審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、選定審査委員会によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日時：平成 28 年 8 月 9 日（火）予定

(2) 実施場所：佐久市役所内（詳細は別途通知する。）

4) 予定価格（上限額）

組合は、予定価格を次のとおり設定する。

入札額は、予定価格を超えないものとする。

予定価格 14,641,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

最低制限価格及び低入札調査価格は設けない。

なお、運営費については次の金額を超えないものとする。

運営費 6,511,000,000 円

5) 開札

開札は、入札参加者のみが立会いの上実施する。代理人が立ち会う場合は委任状（様式第 11 号②）を提出書類と併せて提出する。委任状がない場合は開札に立ち会うことはできない。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札業務に関与しない、組合職員を立ち会わせるものとする。

① 開札日時：平成 28 年 8 月 9 日（火）予定

② 開札場所：佐久市役所内（詳細は別途通知する。）

6) 価格審査

4) に示す予定価格を超過していない入札参加者の入札価格を、事業者選定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点に換算し、価格審査点を算定する。

7) 総合評価（最優秀提案者の選定）

6) で決定した価格審査点と 3) で決定した非価格要素審査点から事業者選定基準書に定める総合評価方式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を最優秀提案者とする。なお、総合評価点の最も高い入札参加者が 2 者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

6.2 落札者の決定

組合は、選定審査委員会から提出された最優秀提案者に係る報告に基づき落札者を決定し、その結果を各入札参加者に書面で通知するとともに速やかに公表する。また、事業者選定に係る講評を公表する。

1) 公表日：平成 28 年 8 月下旬予定

2) 公表場所：組合ホームページ（URL：<http://www.sakukitasaku.or.jp/>）

6.3 落札者の失格

入札参加者、代表企業、構成員又は協力企業が、落札者決定から契約締結までに、組合の特定事業契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。ただし、当該企業が協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、組合と協議の上、当該協力企業の変更を認めることとする。

- 1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合
- 2) 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人又は法人の役員若しくはその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

6.4 落札者決定後の手続き

1) 基本協定の締結

組合と落札者は、落札者の決定後、速やかに特定事業契約の締結に向けて組合と落札者の双方の協力について定める基本協定を締結する。

2) 特定事業契約の締結

組合と落札者は、特定事業契約の詳細の詰めを行い、仮契約（基本仮契約・建設請負仮契約）を締結する。仮契約は、建設請負契約の組合議会での議決を経て正式な契約となる。また、組合は、本施設試運転開始の 60 日前までに民間事業者が設立する運営事業者と、本施設試運転開始の 30 日前までに運営委託契約を締結する。

落札者決定後、契約締結時点までに構成員及び協力企業の参加資格要件を満足しなくなった場合は、契約締結を行わない場合がある

なお、特定事業契約の詳細の詰めは、契約書案における詳細の詰めを行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。また、基本契約及び建設請負契約締結以降は法令改正等によるもの、又は事実関係の修正を除く運営委託契約書案の文言の修正は一切行わない。

3) 建設請負契約の締結方法

落札者は、組合と建設請負契約を締結するに当たり、第 4 章 1 に規定する建設共同企業体を組成し、組合は当該建設共同企業体と建設請負契約を締結する。

4) 交付金申請手続への協力

建設請負事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等に協力するものとし、関連資料等の作成を行うこと。

5) 次点の取扱い

落札者の事由により契約の締結ができなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

7.1 入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は免除する。

7.2 契約保証金

建設請負事業者が支払う契約保証金については、建設請負契約案第5条第1項から第4項までの規定によるものとする。

また、運営事業者が支払う契約保証金については、運営委託契約案第7条第1項から第5項までの規定によるものとする。

8 特別目的会社の設立

民間事業者は、基本協定及び基本契約の規定に従い、本施設試運転開始の60日前までに会社法に定める株式会社として、運営事業者たる特別目的会社を設立するものとする。特別目的会社は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1) 特別目的会社の本店所在地は組合組織市町のいずれかとし、組合組織市町外に移転させないこと。
- 2) 特別目的会社の設立に当たり、代表企業を含むすべての構成員が出資を行うこと。
- 3) 代表企業の議決権を有する株式の保有割合は、事業期間を通じて単独で出資者中最大とすること。
- 4) 代表企業を含む構成員の議決権を有する株式の保有割合が、事業期間中を通じて50%を超えること。
- 5) 会社法が定める株式会社であるところの取締役会設置会社、かつ監査役設置会社とすること。
- 6) 特別目的会社の株主は、組合の書面による同意なくして特別目的会社の株式の譲渡及びこれに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- 7) 本事業以外の事業を兼業することはできないこと。

9 その他の留意事項

9.1 費用負担

応募申込みに係る費用は全て参加表明者及び入札参加者の負担とする

9.2 著作権

応募資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、組合は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

9.3 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、入札参加に関する提案書類、質問、審査等における通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

9.4 民間事業者の非選定

民間事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合、又は事業計

画書及び提案書において本事業が PFI 法に準じた手続による事業として実施することが
適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

9.5 消費税に関する取扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

9.6 入札の中止、延期等

組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

9.7 募集要項の承諾

入札参加者は、提案書の提出をもって募集要項の記載内容を全て異議なく承諾したも
のとする。

9.8 募集要項の使用の制限

組合から提示された募集要項は、本入札への参加の目的のためのみに使用することと
し、他の一切の目的のために使用しない。なお、第 4 章 2.2 に示す貸与資料の複写物
についても同様の取扱いとする。

第5章 本事業に関する提示条件

1 売電収入の帰属先

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内での利用を行うとともに余剰電力を電力事業者へ売却する。また、当該売電収入の向上及び安全運転を十分考慮し、運營業務を行う。売電収入は、組合及び民間事業者とで等分（50：50）に配分する。

2 保険

民間事業者は、提案内容に基づき第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

組合は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険（契約類型1型賠償責任保険C型）を付保する予定である。

民間事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、組合が加入する保険にて保険金が補填された場合は、組合が民間事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。民間事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は民間事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、民間事業者を付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

3 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・施工に係る業務、運営に係る業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担の詳細は、特定事業契約において定める。

4 業務の委託等

民間事業者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。ただし、構成員又は協力企業以外の者へ委託し、又は請け負わせる場合は事前に組合の承諾を得るものとする。詳細は契約書案において定める。

第6章 事業実施に関する事項

1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

1.1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

1.2 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、長野地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

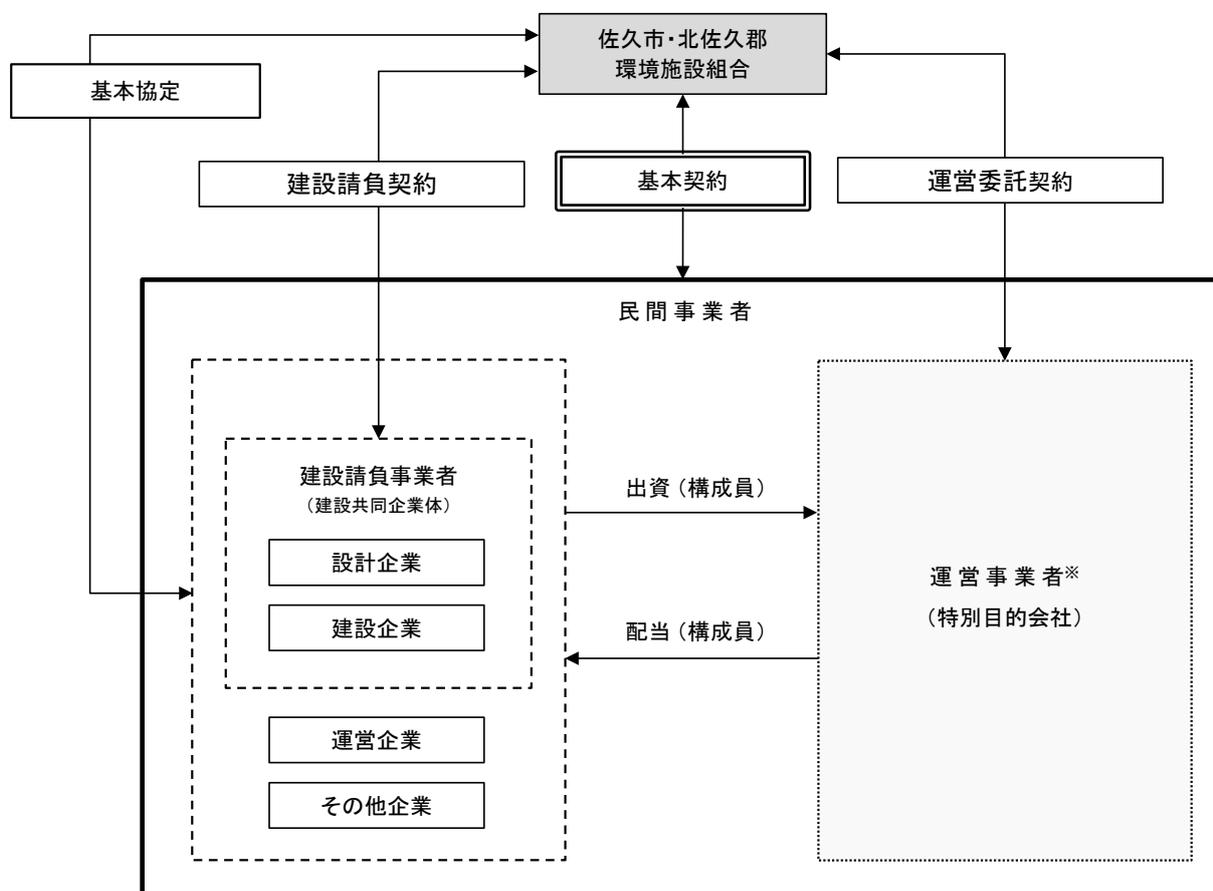
2 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業は、平成31年10月1日に施設が供用開始され、運営委託契約に規定される条件に基づいて平成51年3月31日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、基本契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、又は運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、組合は運営事業者との運営委託契約を解除し、本施設の運営を行う者を新たに選定する。

添付資料－ 1 事業スキーム図



※ 特定事業契約は基本契約、建設請負契約及び運営委託契約をいう。運営委託契約は特別目的会社の設立後、速やかに締結する。

添付資料－2 対価の支払い方法について

1 本施設の設計・施工に係る業務に対する支払い

1.1 施設整備費の構成

建設請負事業者が本事業における基本契約及び建設請負契約に規定される本施設の設計・施工業務を提供することにより、組合が建設請負事業者を支払う施設整備費の詳細を表1に示す。

施設整備費の支払条件は、提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、前払金及び部分払については建設請負契約に基づき請求できる。ただし、契約を締結した会計年度において前払い金を請求できないものとする。

表1 施設整備費の構成、算定方法

施設整備費	支払いの対象となる費用、算定方法
設計費 施工費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計費 ・ 建設工事費 ・ 関連業務費 ・ 上記に係る付随費用 ・ 平成28年度から平成31年度の年度ごとの出来形に応じた金額を提案する

1.2 施設整備費の改定

施設整備費については、建設請負契約第26条に基づいて改定を行う場合がある。その場合の変更額及び手続方法については、建設請負契約に基づくものとする。

2 運営業務に対する支払い

2.1 運営費の構成

運営事業者が本事業における基本契約及び運営委託契約に規定される本施設の運営業務を提供することにより、組合が運営事業者を支払う運営費の構成は次のとおりとし、民間事業者は運営費を提案する。

$$\text{運営費} = \text{運転経費} + \text{人件費} + \text{その他経費} + \text{維持管理費} + \text{消費税}$$

運営費の構成及び算定方法を表2に示す。

表 2 運営費の構成、算定方法

運営費		支払いの対象となる費用、算定方法
運営費 A	運転経費	処理対象物のごみ量及びごみ質が運営費包括範囲内にある場合の光熱水費（基本料金及び従量料金）、燃料費、薬剤費、消耗品費等とする 運営期間にわたって平準化した金額を提案する
	人件費	本施設の運營業務に係る全人件費とする 運営期間にわたって平準化した金額を提案する
	その他経費	その他経費には、保険料、公租公課及び特別目的会社運営費用（人件費、監査費用等）を含む 運営開始前に必要となる開業費を含む（登録免許税、特別目的会社設立費用等） 運営期間にわたって平準化した金額を提案する
運営費 B	維持管理費	法定点検・定期点検及び補修・更新等費用とする 第 1 期から第 4 期の各期の金額を提案する なお、長期修繕計画に基づく各年度修繕・更新費用については、運営期間を次により分割する 第 1 期：平成 31 年 10 月～平成 36 年 3 月 第 2 期：平成 36 年 4 月～平成 41 年 3 月 第 3 期：平成 41 年 4 月～平成 46 年 3 月 第 4 期：平成 46 年 4 月～平成 51 年 3 月 各期の維持管理費は、その期間における各四半期支払額が同一となるよう平準化を行うものとする
消費税		運営費に係る消費税及び地方消費税

2.2 運営費の支払方法

組合は、運営期間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、表 3 に示す四半期ごとに運営事業者に対して運營業務の対価として運営費を支払うものとする。

表 3 運営費の支払対象期間

期	支払対象期間		
第 1 四半期	4 月 1 日	～	6 月 30 日
第 2 四半期	7 月 1 日	～	9 月 30 日
第 3 四半期	10 月 1 日	～	12 月 31 日
第 4 四半期	1 月 1 日	～	3 月 31 日

- 1) 組合は運営事業者より運営費の請求を受けたのち 30 日以内に運営事業者に対し運営費を支払う。支払う運営費の内訳は次の 2) 3) のとおりとする。
- 2) 運営費 A の各四半期の支払額は、19 年 6 箇月間の合計額の 78 分の 1 とする。
- 3) 運営費 B の各四半期の支払額は第 1 期並びに第 2 期～第 4 期の各期で次のとおりとする。
 - (1) 第 1 期は合計額の 18 分の 1 とする。
 - (2) 第 2 期～第 4 期は合計額の 20 分の 1 とする。

2.3 運営費の改定

1) 改定の基本的な考え方

組合は、物価変動、ごみ量及びごみ質変動の影響を、次の方法により運営費に反映させるものとする。

(1) 物価変動

運営費については、構成内容に応じてそれぞれ改定に使用する指標を設定し、各指標を使用する算定式による改定率を乗じることで、一定の範囲を超える物価変動を運営費に反映させる。

改定の詳細は、本添付資料-2 2.3 2)物価変動に基づく改定による。

(2) ごみ量及びごみ質変動

ごみ量及びごみ質変動による運営費の改定は原則として行わないが、処理対象物のごみ量又はごみ質が要求水準書第1章第4節1)2)及び3)に規定する年間計画処理量又は計画ごみ質から大幅に逸脱したことを原因として、要求水準を満足する運営を行うことができない等の事象が生じていることを運営事業者が合理的かつ客観的に証明でき、組合がこれを適切と認める場合、組合及び運営事業者は協議を行うものとする。合意に至れば運営事業者の提案に基づいて運営費を改定することができる。

ただし、処理対象物のごみ量及びごみ質が表4に示す範囲(以下「運営費包括範囲」という。)の場合、又は協議が整わない場合は運営費の改定を行わないものとする。

表4 処理対象物の運営費包括範囲

項目	運営費包括範囲
処理対象物実績ごみ量	26,400 t /年以上、32,200 t /年以下
処理対象物実績ごみ質	7,300kJ/kg 以上、10,300kJ/kg 以下

処理対象物実績ごみ量とは、運営費支払対象年度において運営事業者が要求水準書に定められた運営管理業務により本施設に搬入された処理対象物を処理したごみ量をいう。

処理対象物実績ごみ質とは、運営費支払対象年度において運営事業者が処理した処理対象物に係る低位発熱量の年度平均値をいう。

改定の詳細は、本添付資料-2 2.3 3)ごみ量及びごみ質の変動に基づく改定による。

2) 物価変動に基づく改定

運営費については、一定の範囲を超える物価変動に基づく改定を行う。改定の周期は1年に1回とし、改定に使用する指標及び運営費改定額の算定に使用する項目は表5及び表6による。各年度の改定の詳細は、次のとおりとする。

(1) 改定の基準

改定の基準となる運営費はモニタリングによる減額等を考慮しないものとする。

改定に当たっては、表 5 に示す改定に使用する各指標について、平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月までの年平均を基準値として用いた上で指標ごとに前年 6 月から当年 5 月までの年平均（原則として毎年 7 月末時点において公表済みの月別数値で最新のもの（速報値を含む。）を用いる。）を算出し、表 5 に示す算定式により運営費を求める。

なお、民間事業者の提案内容、又は物価の変動等により、改定に使用する指標が実態に整合しない場合には、組合及び民間事業者で協議を行うものとする。

表 5 物価変動に基づく改定に使用する指標及び運営費計算額算定式

構成内容 (改定の対象)		使用する指標	算定式
運営費 A	$Fa_{t-1}(t)$: 運転経費	Ia_{t-1} : 「国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」(日本銀行調査統計局)	$Fa_{t-1}(t) = Fa_{27}(t) \times \frac{Ia_{t-1}}{Ia_{27}}$
	$Fb_{t-1}(t)$: その他経費	Ib_{t-1} : 「企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)	$Fb_{t-1}(t) = Fb_{27}(t) \times \frac{Ib_{t-1}}{Ib_{27}}$
	$Fc_{t-1}(t)$: 人件費	Ic_{t-1} : 毎月勤労統計調査「現金給与総額指数(5人以上)／調査産業計」(厚生労働省)	$Fc_{t-1}(t) = Fc_{27}(t) \times \frac{Ic_{t-1}}{Ic_{27}}$
運営費 B	$Fd_{t-1}(t)$: 維持管理費	Id_{t-1} : 「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」(日本銀行調査統計局)	$Fd_{t-1}(t) = Fd_{27}(t) \times \frac{Id_{t-1}}{Id_{27}}$

(2) 改定の方法

表 6 に示す各項目を用いて、次の算定式による各年度の運営費を算出することにより、物価変動に基づく運営費の改定を行う。

表 6 運営費の物価変動に基づく改定における算定式使用項目

項目	記号	備考
入札時の 運営費	$G_{27}(t)$	入札時に提示される平成[t]年度の運営費総額(税抜き)
運営計算額	$G_{t-1}(t)$	物価変動等に基づく平成[t]年度の運営費計算額総額(税抜き) $G_{t-1}(t) = Fa_{t-1}(t) + Fb_{t-1}(t) + Fc_{t-1}(t) + Fd_{t-1}(t)$
運営費支払額	$H(t)$	平成[t]年度の運営費支払額(税抜き)
物価指数	I_x	表 5 に示す指標の平成[t-1]年 6 月から[t]年 5 月の平均値 ただし、 $I_{x_{27}}$ のみ平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月の平均値小数点以下第二位未満の端数は小数点第三位を四捨五入する x : a, b, c, d
改定率	$\frac{I_{x_{t-1}}}{I_{x_{27}}}$	平成[t]年度の運営費の改定率小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする

(a) 運営費

$$\frac{|G_{t-1}(t) - G_{27}(t)|}{G_{27}(t)} \geq 0.015 \text{ のとき}$$

$$\begin{aligned} \text{平成 } t \text{ 年度における運営費支払額： } H(t) &= G_{t-1}(t) \\ &= \sum_{x=a}^d Fx_{t-1}(t) \\ &= \sum_{x=a}^d \left\{ Fx_{27}(t) \times \frac{Ix_{t-1}}{Ix_{27}} \right\} \\ &= Fa_{27}(t) \times \frac{Ia_{t-1}}{Ia_{27}} + Fb_{27}(t) \times \frac{Ib_{t-1}}{Ib_{27}} + Fc_{27}(t) \times \frac{Ic_{t-1}}{Ic_{27}} + Fd_{27}(t) \times \frac{Id_{t-1}}{Id_{27}} \end{aligned}$$

$$\frac{|G_{t-1}(t) - G_{27}(t)|}{G_{27}(t)} < 0.015 \text{ のとき}$$

$$\begin{aligned} \text{平成 } t \text{ 年度における運営費支払額： } H(t) &= G_{27}(t) \\ &= \sum_{x=a}^d Fx_{27}(t) \\ &= Fa_{27}(t) + Fb_{27}(t) + Fc_{27}(t) + Fd_{27}(t) \end{aligned}$$

3) ごみ量及びごみ質変動に基づく改定

改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定の詳細は次のとおりとする。

(1) 実績ごみ量の算出

実績ごみ量の算出については、常時行う本施設への処理対象物搬入量の計量結果の年間合計によるが、年度繰越ごみ量が発生した場合は、組合と協議の上、年度繰越ごみ量を確定し、常時行う計量結果の年間合計から差し引くものとする。

(2) 実績ごみ質の算出

実績ごみ質は、ボイラ蒸気量等により算定されDCS上提示される低位発熱量（以下「低位発熱量DCS値」という。）の年度平均値とする。低位発熱量DCS値の妥当性については、運営事業者が運営開始後1年間実施する36回以上（1箇月に3回以上かつ12箇月以上。試料となるごみの採取は1週間以上間隔をあけること）の処理対象物の低位発熱量測定結果を用いて妥当性を検証し、必要に応じて低位発熱量DCS値の補正を行う。妥当性の検証方法については、運営開始後3箇月以内に運営事業者が提案し、組合及び運営事業者の協議により決定する。当該協議は平成33年12月末までに整わ

せるものとする。平成 33 年 12 月末までに本協議が整わなかった場合の取り扱いについては組合及び運営事業者において協議する。

なお、運営開始年度の運営費についてごみ量及びごみ質変動に基づく改定があった場合の支払いの精算は平成 33 年度第 4 四半期の支払いとともに行うものとする。

(3) 運営費の改定

ごみ量又はごみ質が計画値を大幅に逸脱したこと、あるいは売電収入が大幅に増減したことにより運営費が実態に整合しないと組合が判断した場合、組合及び運営事業者で協議を行い、合意に至れば、組合又は運営事業者の提案に基づいて運営費を改定するものとする。

(4) 各四半期における運営費の支払い

各年度第 1 四半期から第 3 四半期までにおいては、2) 物価変動に基づく改定で求められた運営費を四で除した金額を支払う。

各年度第 4 四半期においては、ごみ量又はごみ質が計画値を大幅に逸脱したことにより運営費が実態に整合しないと組合が認めた場合、当該年度の実績ごみ量及び実績ごみ質等に基づき協議を行い、決定した当該年度運営費から、第 1 四半期から第 3 四半期までに支払った金額を差し引いた金額を第 4 四半期運営費として支払われる。

4) 消費税及び地方消費税の改正による改定

消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の運営事業者への支払いに係る消費税及び地方消費税については、組合が改正内容に合わせて負担する。

添付資料－3 モニタリング及び支払いの減額について

組合は、本事業の運営業務について募集要項及び民間事業者が作成した提案書並びに運営業務マニュアル（以下「運営業務マニュアル等」という。）に基づいて適正かつ確実な運営業務の水準の確保がなされているかどうかを確認するため、運営事業者により提供される運営業務の水準を監視、測定及び評価する。モニタリングにより運営業務マニュアル等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

また、運営費の減額は、各年度第4四半期支払分から減額する。

1 モニタリング方法

モニタリングは、組合と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう運営業務の水準を一定以上に保つことを目的に実施する。

1.1 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、運営業務マニュアル等に基づき報告書等をそれぞれ期日までに作成し組合に提出する。報告書等の提出頻度、時期及び詳細項目については、組合と運営事業者による協議の上、決定する。

1.2 組合によるモニタリング

組合は、自己の責任及び費用で運営事業者が作成した報告書等に基づき定期モニタリングを行い、運営事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、組合は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

2 運営費の減額

運営事業者の行う業務において、運営業務マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行があった場合、運営費を減額する。ただし、組合は、減額により運営業務そのものが損なわれることが懸念される場合は、本項に規定する減額措置を留保し、又は行使しないことができるものとする。

2.1 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、運営事業者の提供する運営業務が運営業務マニュアル等を満たさないと組合が判断した場合、本添付資料-3 2.2 で示す手順、算定方法により運営費を減額する。運営マニュアル等の未達となる基準については、基本協定締結後に詳細化する。

減額措置が必要となる状態を表7のとおりとする。

表 7 減額措置が必要となる状態

レベル	改善措置が必要となる状態
レベルA:本施設の運営に当たって利便性を欠く場合等	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営、維持管理により、施設の一部に支障が生じた場合 処理対象物の受入れに支障が生じた場合 見学者対応設備、情報公開設備に不備がある場合 清掃、除草等が履行されていない状態 要監視基準未達の場合 環境保全基準未達の場合（要求水準書第3章第7節4.1 1）対象項目に記載の項目を除く） 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために本施設の運営に当たって利便性を欠く場合
レベルB:本施設の運営に当たって重大な影響がある場合等	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運転に重大な故障、事故等がある場合 安全措置の不備による軽微な労働災害、人身事故等の発生 災害時の対策不良 業務の未実施 運営報告書の虚偽記載 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために本施設の運営に当たって重大な影響がある場合
レベルC:本施設の運営に明らかな支障がある場合等	<ul style="list-style-type: none"> 安全措置の不備による重大な労働災害、人身事故等の発生 処理対象物の受入れができない場合 公害防止基準未達による施設の停止（要求水準書第3章第7節4.1 1）対象項目に記載の項目を除く） 停止基準値を上回る場合 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために本施設の運営に明らかな支障がある場合

2.2 減額措置の手順

1) 業務改善手続

業務水準が運營業務マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行に至ったと判断した場合、組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努める。（図 1 参照）

- ① 組合は、運營業務マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- ② 運營業務マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行に至った原因と責任の究明
- ③ 運営事業者による業務改善計画の作成・提出、組合による承諾
- ④ 業務改善作業への着手
- ⑤ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾

なお、業務水準が運営マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行に至ったと判断した理由が、測定機器の誤動作等の軽微でその原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続にすることが可能である。

- ① 組合は、運営マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- ② 運営マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行に至った原因と責任の究明

- ③ 業務改善作業への着手
- ④ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾

やむを得ない事由により、運営業務マニュアル等及び特定事業契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は速やかに、かつ詳細にこれを組合に報告し、組合と改善方法について協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると組合が判断した場合、組合は対象となる業務の停止又は変更等を認め、是正勧告を取り下げる。

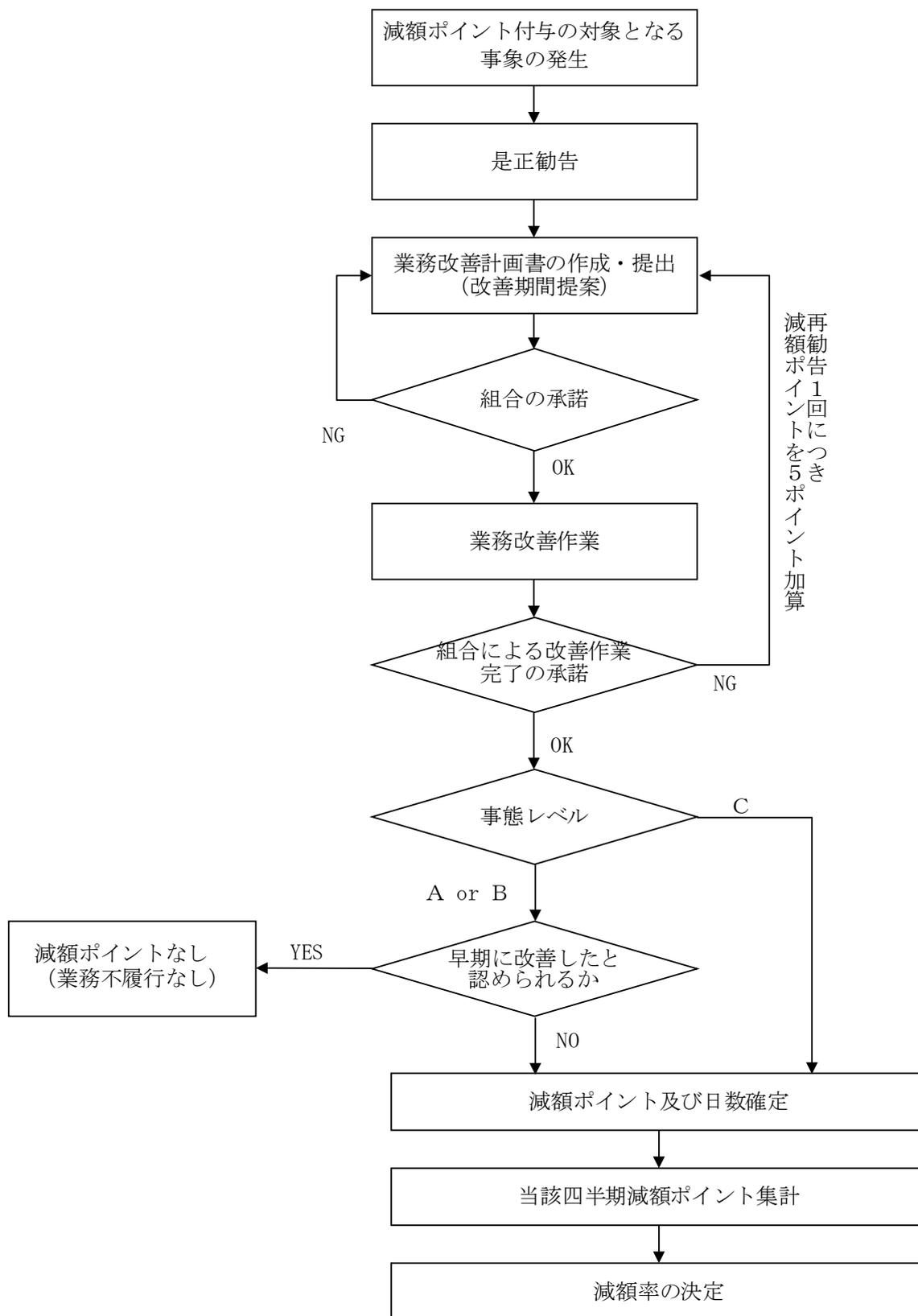


図 1 業務改善手続き

2) 減額の算定方法

減 額

$$= (\text{1日当たりの運営費：円/日}) \times (\text{減額率：\%}) \times (\text{水準未達日数：日})$$

ただし、「1日当たりの運営費：円/日」とは、年間の運営費を当該年度の暦日で除した額とし、「要求未達日数」とは、是正勧告から業務改善作業に要した（組合の改善作業完了の承諾まで）合計日数を表す。

3) 減額率

減額措置が必要となる状態に応じた減額のポイントは表 8 のとおりとする。

表 8 減額ポイント

水準未達の状況	減額ポイント
レベルA	水準未達と認定された場合に2ポイント
レベルB	水準未達と認定された場合に5ポイント
レベルC	水準未達と認定された場合に10ポイント

ただし、減額措置が必要となる状態がA又はBレベルで運営事業者が自ら改善措置をとり、一定の改善期間の中で速やかに解決することができた場合には、減額ポイントは付さないものとする。

予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、組合は再度是正勧告（第2回）を行い、業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続を繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合は、その都度減額ポイントを5ポイント加算する。

同一四半期内、又は前四半期内において、同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。

四半期ごとに累積ポイントを集計する。

累積ポイントに応じて減額率（表 9 参照）を算定し、決定する。

表 9 減額率

累積ポイント	減額率
0～6	減額なし
7～19	25%
20～29	50%
30以上	100%

累積ポイントは次四半期には持ち越さないが、2四半期をまたぐ場合は、当該2四半期のうち、後期の四半期においてポイントを加算する。

3 最終処分量超過による違約金支払措置

3.1 違約金支払措置を講じる状態

モニタリングの結果、焼却主灰若しくは飛灰処理物の発生量が提案発生量を上回った場合（以下「超過処分」という。）、本添付資料－3 3.2 に示す違約金支払措置の手順、違約金算定方法により算定した違約金を運営費から減額する。民間事業者からの提案発生量を表 10 の様式とする。

表 10 提案発生量

提案内容	
種 類	提案発生量
焼却主灰	t /年以下
飛灰処理物	t /年以下

- ① 提案発生量は年間計画処理量と要求水準書第 1 章第 4 節に示す計画ごみ質のものとする。
- ② 年間計画処理量の変動した場合は、提案発生量に変動率を乗じたものを当該年度の提案発生量に読み替える。
(変動率) = (実績ごみ量) ÷ (年間計画処理量)
- ③ 実績ごみ質が変動した場合は、年 12 回以上行う測定結果の平均値(2 項目まで)を用いて、実績ごみ質変動に係る発生量が一元的に求まる算定式により提案発生量を求める。その算定式は民間事業者の提案による。ただし、算定式は要求水準書第 3 章第 7 節に定める運営事業者が行う測定項目(計量証明書があるもの)以外のデータを使用することはできない。
- ④ 提案発生量及び算定式は、非価格要素提案書様式第 13 号-9 で民間事業者が提案する焼却残さ発生量、算定式をいう。

3.2 違約金支払措置の手順

1) 業務改善手続

超過処分と判断した場合、組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努める。

- ① 発生量超過に至った原因と責任の究明
- ② 運営事業者による業務改善計画の策定・提出、組合の承諾を得る。
- ③ 本施設の改善作業への着手
- ④ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾

2) 違約金の算定方法

違約金

$$\begin{aligned}
 &= (\text{焼却主灰に係る違約金}) + (\text{飛灰処理物に係る違約金}) \\
 &= (\text{焼却主灰超過処分量 : } t) \times (\text{焼却主灰違約金単価}) \times (\text{減額率 : } \%) \\
 &+ (\text{飛灰処理物超過処分量 : } t) \times (\text{飛灰処理物違約金単価}) \times (\text{減額率 : } \%)
 \end{aligned}$$

※ 焼却主灰超過処分量：焼却主灰の処分量実績から提案発生量を控除したものをいう。

飛灰処理物超過処分量：飛灰処理物の処分実績から提案発生量を控除したものをいう。

焼却主灰違約金単価、飛灰処理物違約金単価：58,000 円/ t

組合による処分費用（又は資源化委託費用）及び違約金で構成される。組合による処分費用（又は資源化委託費用）が当初想定を大幅に逸脱した場合、組合及び民間事業者との協議により見直す場合がある。

減 額 率：表 11 による。

表 11 減額率

超過処分量	減額率
300 t /年以内の場合	100%
300 t /年超～600 t /年以内の場合	150%
600 t /年超～1200 t /年以内の場合	200%
1200 t /年超～1800 t /年以内の場合	250%
1800 t /年超～2400 t /年以内の場合	300%
2400 t /年超～3000 t /年以内の場合	400%
3000 t /年超の場合	500%